

(仮称) 吹田市空家等の適切な管理に関する条例の骨子案に対する意見提出状況について

案 件 名	(仮称)吹田市空家等の適切な管理に関する条例の骨子案	
政策等の案の題名	1. 吹田市空家等の適切な管理に関する条例（新規制定） 2. 吹田市空家等の適切な管理に関する条例施行規則（新規制定）	
政策等の案の公表日	令和4年(2022年)11月1日（火曜日）	
政策等の案の趣旨と概要	<p>令和2年3月、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」といいます。）に基づき、「吹田市空家等対策計画2020」を策定し、総合的かつ計画的な空家等に関する対策を実施しております。</p> <p>本計画においては、法の空家等（以下単に「空家等」といいます。）には該当しないものの相当期間使用がなされていない建築物等についても空家等と同様の対策が必要なものと位置づけるとともに、当該建築物等や空家等の現況に、人の生命、身体、財産に被害を及ぼす差し迫った危険がある場合における緊急措置などを定めています。</p> <p>今後もより一層上記のような本計画に基づく空家等に関する対策を進めていくため、法に定めるもののほか、空家等に関する施策を推進するために必要な事項を条例又は規則で定めるものです。</p>	
意見募集案と関連資料	意見募集案	(仮称)吹田市空家等の適切な管理に関する条例及び同施行規則の骨子案
	関連資料	(仮称)吹田市空家等の適切な管理に関する条例のイメージ
意見提出者	<p>1. 市内に住む人、市内に通勤している人、又は市内に通学している人</p> <p>2. 市内に事業所を置いて事業活動などを行う個人又は団体</p> <p>3. 上記のほか、本条例が定められることによって何らかの影響を受ける可能性がある個人又は団体</p>	
意見提出期間	令和4年(2022年)11月1日（火曜日）～令和4年(2022年)11月30日（水曜日）必着	
意見提出方法	郵送、ファックス、電子メール、直接提出	
意見提出件数	0件	
結果の公表日	令和5年(2023年)2月下旬頃（条例） 令和5年(2023年)3月下旬頃（規則）（予定）	
結果の概要	<p>上記期間中に市民の皆さまのご意見を募集しましたが、お寄せいただいたご意見はありませんでした。</p> <p>意見募集案の内容に基づいて、条例案と規則を定めるための作業を進めているところです。最終的な結果につきましては、条例案を令和5年(2023年)2月下旬頃に、規則を令和5年(2023年)3月下旬頃に、公表する予定ですので、しばらくお待ちください。</p>	
問い合わせ先	<p>都市計画部 住宅政策室 民間住宅支援担当</p> <p>電話：06-6384-1928</p>	